

《基本保育料表》 基本保育料表は、今後、国基準の改正等により変更する場合があります。

■ 保育園保育料(みかわ保育園・いのこ保育園・三川りっしょう子ども園(保育認定)・町外の保育園・認定こども園(保育利用) 共通)

国による幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児及び市町村民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育園保育料は無料です。

※ただし、預かり保育(延長保育)利用料、給食副食費、通園送迎費、行事費などは無料となりません。

金額等は当該園にお問い合わせください。

▼市町村民税課税世帯の0歳児～2歳児向け▼

世帯の階層区分		年齢区分	月額保育料	
			3歳未満	
定義		階層区分	標準時間	短時間
生活保護世帯等		1	0円	0円
市町村民税非課税世帯	母子・父子・障害者世帯	2	0円	0円
	母子・父子・障害者世帯以外		0円	0円
均等割課税世帯 又は 1円以上～48,600円未満	母子・父子・障害者世帯	3	0円	0円
	母子・父子・障害者世帯以外		0円	0円
48,600円以上～60,600円未満	母子・父子・障害者世帯	4	0円	0円
	母子・父子・障害者世帯以外		0円	0円
60,600円以上～77,101円未満	母子・父子・障害者世帯	5A	0円	0円
	母子・父子・障害者世帯以外		0円	0円
77,101円以上～78,800円未満		5B	0円	0円
78,800円以上～97,000円未満		6	0円	0円
97,000円以上～117,000円未満		7	12,000円	11,800円
117,000円以上～169,000円未満		8	14,450円	14,200円
169,000円以上～301,000円未満		9	35,500円	35,000円
301,000円以上～397,000円未満		10	42,900円	42,200円
397,000円以上		11	54,700円	53,800円

- ①小学校就学前の範囲内に、保育園幼稚園等に通う子どもが2人以上いる場合、左記の年長者から数え、2人目は半額、3人目以降無料。
 ②市町村民税所得割額が97,000円未満について県の保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業により、令和3年9月から当面の間無償。
 ③市町村民税所得割額が97,000円以上169,000円未満について県の保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業により、令和7年4月から当面の間半額。

■ 保育料の決定について

保育料は、保護者(両親)の市町村民税の所得割額(※1)の合計、お子さんの年齢(※2)、認定区分により、階層を分けて決定します。(バス料金等は別途加算) なお、「家計の主宰者」が祖父母等と判断される場合は、その方の税額も合算して計算する場合があります。

※1 市区町村民税の所得割額について

住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の税額控除(調整控除を除く)等を控除する前の金額になります。課税された市町村民税の所得割額と異なる場合があります。

※2 年齢区分は、入園(利用)年度の4月1日現在の年齢となり、その年度中は誕生日が来ても年齢区分は変わりません。

■ 保育料の切り替え時期等

令和7年度の保育料は、4月から8月分については令和6年度の市町村民税額、9月から翌年3月分については令和7年度の市町村民税額により算定されます。

また、市町村民税額で保育料を計算しているため、所得(収入)に変動がなくても、税額計算における控除額(扶養控除・社会保険料控除・医療費控除など)に変動がある場合は、保育料は変わる場合があります。